

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定について

### 1 認定要件

- ①法人の場合は本店登記地、個人事業主の場合は主たる事業所が伊勢原市内にあること。
- ②申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業省の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。  
※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合については、事務担当まで御相談ください。
- ③法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ④令和5年10月1日以降も継続する方針であるが、同日以降の市区町村に対する認定申請分から、その資金使途を借換に限定することとする。なお、借換資金に追加融資資金を加えることは可能とする。
- ⑤令和5年9月30日までに市区町村に対して認定申請が行われ、同年10月31日までに信用保証協会に対して保証申込みが行われたものについては、新規融資資金のみの取扱いも可能とする。

### 2 提出書類

- ①認定申請書（様式第4） 1部
- ②売上高推移比較表（添付資料） 1部  
※売上減少率について、少数点第2位以下を切り捨てとする。  
（例）26.258% → 26.2%
- ③最近1か月及び前年同月とその後2か月の売上高が確認できる財務書類等のコピー 1部（決算書、試算表、損益計算書、領収書、通帳など）  
※客観性に乏しい資料は不可です。
- ④見込み2か月については、20%以上減少することが見込まれることがわかる書類（受注やイベント等がなくなったことが確認できる書類）1部 ※任意書式、コピー可
- ⑤事業開始の年月日が確認できる書類のコピー 1部  
（登記簿謄本、定款など）  
※コピーの全ページに必ず、「原本と相違ない」や「上記内容に相違ない」等の旨を記入のうえ、署名および押印（代表者印）をしてください。

### 3 認定書の発行

申請書を受付してから、内容に不備等がなければ速やかに認定書を発行します。

#### 事務担当

伊勢原市 経済環境部 商工観光課  
〒259-1188 伊勢原市田中348番地  
電話：0463-94-4732  
FAX：0463-95-7613